＜手続の進め方＞

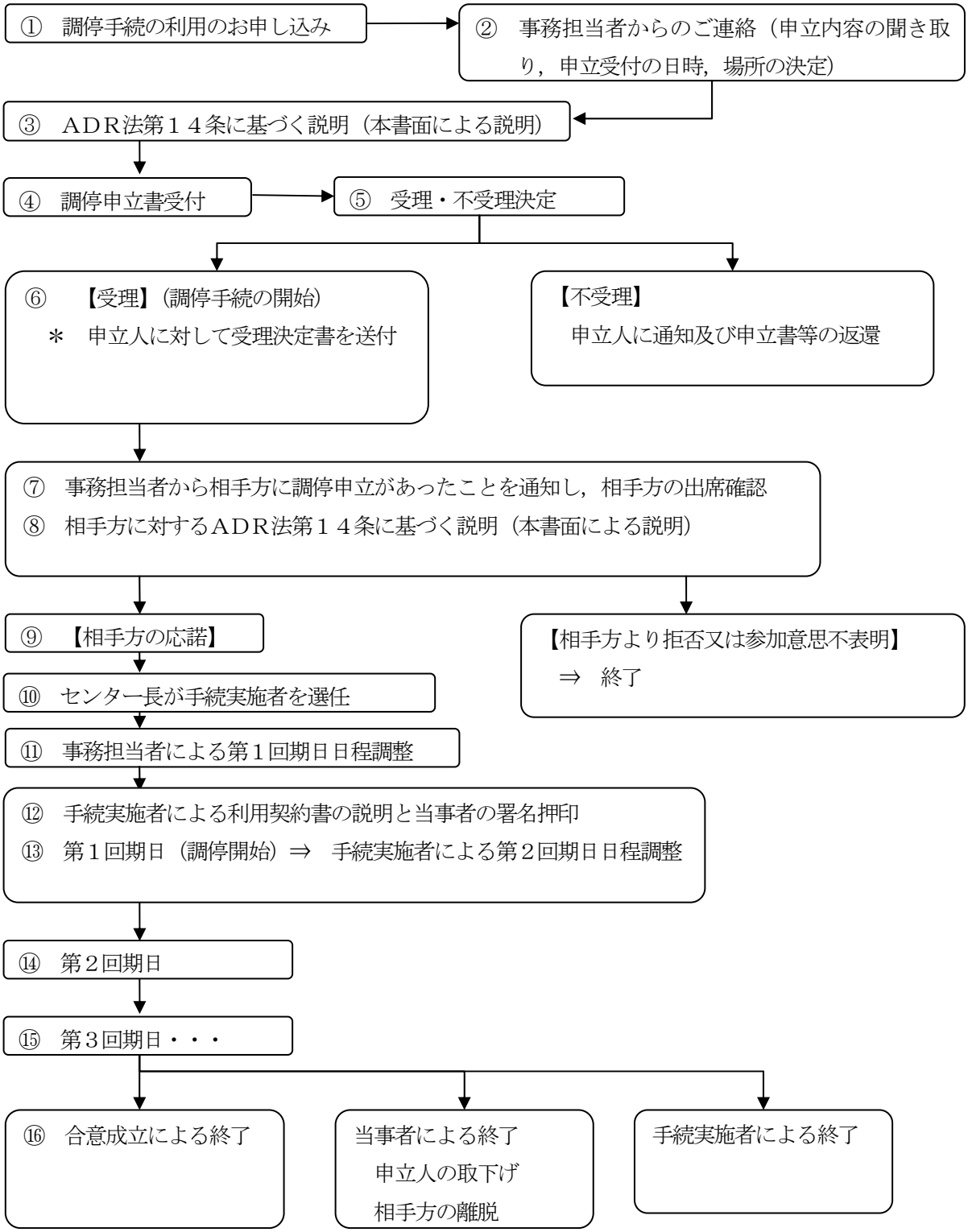
① 調停手続の利用のお申し込み
② 事務担当者からのご連絡（申立内容の聞き取り，申立受付の日時，場所の決定）
③ ＡＤＲ法第１４条に基づく説明（本書面による説明）
④ 調停申立書受付
⑤ 受理・不受理決定
⑥ 【受理】（調停手続の開始）
＊ 申立人に対して受理決定書を送付
【不受理】
申立人に通知及び申立書等の返還
⑦ 事務担当者から相手方に調停申立があったことを通知し，相手方の出席確認
⑧ 相手方に対するＡＤＲ法第１４条に基づく説明（本書面による説明）
⑨ 【相手方の応諾】
【相手方より拒否又は参加意思不表明】
⇒ 終了
⑩ センター長が手続実施者を選任
⑪ 事務担当者による第１回期日日程調整
⑫ 手続実施者による利用契約書の説明と当事者の署名押印
⑬ 第１回期日（調停開始）⇒ 手続実施者による第２回期日日程調整
⑭ 第２回期日
⑮ 第３回期日・・・
⑯ 合意成立による終了
当事者による終了
申立人の取下げ
相手方の離脱
手続実施者による終了